

ビジネスにおけるケアの倫理

田中 朋 弘

The Ethics of Care in Business

TANAKA Tomohiro

In this article, I first analyze Noddings' opinion about the relationship between justice and care. A principle based ethics basically tries to adjust the conflicting rights with applying abstract formal principles. Noddings denies it and the conception of 'universalizability.' She insists that 'care' is the more fundamental ethical concept, which is a state of mental suffering or of engrossment. Then, I examine the difference between justice and care from the aspect of 'two attitudes to vulnerability' and 'ethics of care as the subjective naturalism.' As for the first aspect, a principle based ethics has fear to their vulnerability, and the ethics of care has sympathy with our vulnerability. From the second aspect, the 'subjective naturalism' of the ethics of care is at risk for falling into 'ethical relativism'. Finally, I suggest one route to reconciliation between justice and care in business.

キーワード： 正義、ケア、正義の倫理、ケアの倫理、ビジネス

はじめに——ビジネスと倫理

ビジネスと倫理の問題を、ケアという観点も踏まえて考えようとする場合、若干の概念的整理が必要である。なぜなら、ビジネス倫理学で「倫理」が論じられる場合、(1)「そもそもビジネスの主体は倫理的であるべきか」という道徳的主体を問題にする方向の議論と、(2)「どのような仕方で倫理的であるべきか」という方向の議論が、入り混じった仕方で論じられることがあるからである。(1)の方向が問題とされる場合には、経済的合理性というビジネス組織の目的と社会一般の倫理的規範の対立が問題となっている。(2)が問題とされる場合には、ビジネスの主体が倫理的であることを前提とした上で、どのような規範(や徳)に従って倫理的であるかが

問われている。本稿では、ビジネスとケアについて論じようとする場合、議論の方向が、直接的には(2)に向けられることをまず確認しておく。

本稿では、具体的な議論を以下のように進める。まず、正義とケアの関係についてノディングズの立場を簡単に確認する。次いでそれらの相違点を、「傷つきやすさに対する二つの態度」および「主観的自然主義としてのケアの倫理」という観点から検討する。そしてその後、正義の倫理とケアの倫理との接点をビジネスという文脈において探る。

1. 正義とケア¹⁾

a) ノディングズは、「ケアリング (caring)」を、人や物事に対する心配や気づかいと定義している (Noddings, 2003, p. 9)。こうしたケアリングには、対象へ没入し共感するという態度や、ケアリングをする人とされる人の間で、相互影響的な動機づけや応答が必要だと考えられている (ibid., pp. 59 ff. and p. 78)。ノディングズは、こうした「ケアリング」に基づく倫理を、規範や原理に基づく倫理、すなわち正義の倫理とは、根本的に異なるものだと考えている。

正義の原理に基づく倫理は、諸権利が衝突した場合、その解決のために形式的で抽象的な規則や原理を適用することで解決を図ろうとする。他方、ケア(リング)の倫理は、諸責任が葛藤を起こした場合に、その解決をケアリングという関係的な態度によって解決しようとする。前者にとって、道徳性をめぐる問題はしばしば直ちに道徳的判断や規則の問題として理解されるが、後者にとってその問題は、道徳的な衝動や態度の問題として考えられる (ibid., p. 28)。つまり、そもそも道徳性とは何かということについて、両者の理解にはかなり隔たりがあることになる。

正義の倫理が重要視する原理や原則に基づく判断は、ケアの倫理が最も重要視する相互応答的で個別的な「配慮」や「気遣い」を度外視することを要求するところがある。ノディングズはこうした、正義の倫理の「普遍化可能性」という概念を強く批判している (ibid., p. 5)。また、あらゆる組織はケアの理想を減じる性質を持つと考えられているが (ibid., p. 117)、こうした考え方に基づけば、組織的に行われるビジネス活動そのものが、

ケアの理想を減じているという否定的な解釈になるだろう。

しかしこうしたノディングズの主張は、普通に考えてかなり極端な立場だと言わざるを得ない。わたしたちが生きていく上で、個別な関係性は確かに重要なものと考えられるが、そうした関係性を拡張することには常に物理的な限界がある。そしてわたしたちには、そうした限界を超えて関係性を公共化しなければならないことが、現実には多々あるからである。問題は、それでもわたしたちは、そうした状況と折り合っていかなければならないということにあるのではないか。しかも、ビジネスが経済的利益をめぐる一種の競争であるという観点からすれば、ケアリングという態度は、ほとんど自滅的であるようにさえ見えるかもしれない。競合する相手との競争において、他に先んじるという行為そのものがケアリングの倫理に反すると考えられるならば、市場における自由な競争はそもそも成り立たなくなる。

b) 『ケアリング (1984)』におけるノディングズの議論は、全体としては、男性的な規則・原理主義と女性的なケアリングとの対立として描かれている。しかし、道徳性と性差の関連を強調するこうした議論は、必ずしも万人が納得するものとは言えない。前述のように、わたしたちの日常的な人間関係は、否応なしに、公共的な関係性の中に持ち込まれる。それは、多種多様な価値観を持った人びとが集う場所であり、それゆえそこでは、各人が自分の欲求を予め調整するため、一定の準拠枠が必要となる。何らかの準拠枠を設定し、各人が予め自己調整しなければ、むき出しの欲求を直接ぶつけ合うしかないことになる。他者との関係の中で、相手の要求をどれくらい受け入れ、自分の要求をどれくらい受け入れてもらうか—そうしたことがらは、もともと絶対的な正解を設定することが困難な、関係性におけるいわば「暫定的な」着地点である。そうした相互調整の場面では、わたしたちは既に、役割に伴った責任という普遍化された観点から物事を判断していると言える。その際に求められる道徳的思考のスタイルは、性差とはあまり関係なく、個別的で直接的なケアリング的態度よりも、原理に従った公正さが求められる傾向がある。わたしたちはこのことを、経

験的にも知っている。

また、ノディングズは、原理に基づく倫理が重要視する「普遍化可能性」という概念を否定する。その主たる根拠は、原理や原則に従う普遍化は個別的な多様性を捨象しそれらを同一化することによって得られるが、ケア的な関係はまさにそこで捨象されるものに基づくから、ということである。しかし、クーゼがヘアの議論(Hare, 1981, p. 41)を受けて指摘するように、おそらくノディングズは、倫理的判断に関する一般性(generality)と普遍性(universality)とをあまり区別せずに論じている(Kuhse, 1997, pp. 125-6)。

ノディングズが義務の普遍化可能性を持ち出して正義の倫理を批判する時、問題にしているのは、個別的な関係から生じる義務の特殊性(specificity)が、その個別性の故にそれを一般化(generalize)できないという点にある。例えば、わたしはわたしの妻に夫としての義務を負うが、他人の妻に対してまで夫としての義務を負うわけではない。この場合は、義務の対象が特殊のか一般的か、それが問題になっているわけであり、後者の義務が成立しないという理屈は納得がいく。少なくともこうした文脈でノディングズの議論が否定しているのは、義務の(対象の)一般化だということになる。

もともと、正義の倫理が論じる「普遍化可能性」は、「全称記号に支配され個体定項を含まないという論理的特質」(Hare, *ibid.*)を持つという意味での、判断形式の普遍化可能性を問題にしている。つまり前述の特殊な義務を普遍化した「夫たるもの、妻に対しては夫としての義務を負う」は成立しうるだろう。ようするに、義務の対象が特殊であることと、そうした義務が普遍化可能であるということは両立可能だということになる(Kuhse, *ibid.*)。現にノディングズは、別の箇所では、ケアリングという態度それ自体の普遍性について語っており(Noddings, 2003, pp. 27-8)、そうした意味では、普遍化可能性を受け入れているとも言える(そうでなければ、「ケア論」についてその妥当性を論じることの意味がなくなる)。

2. 傷つきやすさに対する二つの態度

倫理を「規範」として論じることに慣れた思考方法にとっては、そもそもケアの倫理を「倫理」として語ることに自体に違和感がある。しかし倫理を、人と人との間柄の作法として考えることが可能ならば、そうした作法が必ずしも、原理や原則に基づかなければならないということでもないのかもしれない。こうした間柄の問題を原理に基づいて解決しようとする方法と、ケアに基づいて解決しようとする方法は、人間の傷つきやすさに対する二つの異なった態度に基づいているようにも思われる。前者は、傷つけられることに対する不安や恐怖に基づき、そのような事態が生じないようにするための方法である。他方後者は、自他の傷つきやすさを、互いの分かち合いによって受けとめようとする方法である。後者の方法をとることは、自分の傷つきやすさに対する感受性が、自分以外の要素によって一層増大することを意味する (Noddings, 2003, p. 33)。それには多大な勇気が必要となるだろう。

カントは、道徳法則がそれ自体で直接に意志を規定する根拠となり、道徳法則そのものによって道徳的感情としての尊敬が生じると考える (Kant, 1787, S. 71-76)。道徳の動機をこのように徹底して人間の理性能力に基礎づけようとする立場は、カントにおいては一貫している。他方でニーチェは、道徳的な価値の起源を、力を持たない奴隷的存在が抱く「ルサンチマン (Ressentiment)」という感情に置き、それに基づく道徳を「奴隷道徳 (Sklassen-Moral)」と称したことがよく知られている (Nietzsche, 1887, S. 782)。さらにニーチェは、行為の責任に関する概念が、債権者-債務者のような契約関係に基づき、債権者には債務者を苦しめる「残虐性 (Grausamkeit)」の権利が与えられたと解釈している (ibid., S. 806)。ニーチェはこの箇所では、カントの定言命法に備わる残虐性について、わざわざ括弧書きで言及している。そこで残虐性の権利は、「誰かを苦しめることが最高度の快楽を与えるから」(ibid.)こそ有効だと説明される。

ノディングズが「多くの苦痛を与える行為が、原理の名の下に行われている」という主旨のことを語る時 (Noddings, 2003, p. 1)、その批判にはニーチェが述べるような、われわれ自身の残虐性に対する指摘が含まれて

いるように思われる。そこで問題にされているのは端的に、他者に苦痛を与える行為を規則の名の下で「正当化」することの是非ということになる。これに対してはなるほど、次のようにも反論できるだろう。すなわち、結果として他人に苦痛を与えることはありうるが、そうした行為はいわば仕方ない行為として許容されているに過ぎないのであり、「他人に苦痛を与えること」そのものが、積極的に推奨されるという意味で「正当化」されているわけではない、と。しかし、いわゆる「アイヒマン実験」のみならず、実際の虐待・虐殺行為が、しばしば原理や規則の正しさを背景にしてなされてきたことを顧みると、われわれの内なる残虐性(とその正当化)を無視することも出来ないように思われる。

ニーチェとノディングズは、共に、「正義の倫理」が残虐性を積極的に正当化していると考えている。ただし、両者の抱く人間性の本質に対する見解は根本的に異なる。つまり、ニーチェはこうした残虐性を「人間的な、あまりに人間的な根本命題」(Nietzsche, 1887, S. 808)と考えるのに対し、ノディングズはそれとは正反対に、ケアリングを人間性の本質と考えていると言える。

さて、このようにノディングズやニーチェが捉えようとした事柄は、自分が不利益を被ることに對する漠然とした「恐怖」という観点からも考えられるのではないか。ここで不利益というのは、経済的な不利益はもちろん、自分の生命や価値に関する不利益も含まれる。また、現に所有しているものが奪われることも、これから手に入ると見込まれる何かを奪われることも含まれるだろう。原理や原則が、こうしたある種の自己利益を動機として、主観的には「恐怖」に基づいて遵守され、また他人にもそれを求める時、それから外れた行動は恐怖の対象となるだろう。

ニーチェのようにわれわれ自身の残虐性を殊更に強調しなくても、喪失の恐怖に基づいて判断し、行為するということは、日常的には十分ありそうなことである。確かにそれは、カント的には全くの意志の他律だと言えるだろう。しかし、私たちの日常はむしろ、そうした他律的な判断に満ち満ちているかのようにも見える。規則や原理に従うことが度を超えて尊重されるべきだと考えられる時、わたしたちは、それが失われることへの恐

怖に突き動かされているのではないかと思えることがある。規則や原則に従った行為や判断は、不確かな現実を、ある程度までは予測可能にする役割を担っているからである。

こうした議論には確かに、じぶんや他人の「感情」について語ることの危うさが含まれているようにも思われる。しかしそれを理解した上で、敢えてわたしがこうした点について言及するのは、ケアの倫理が語られる際の、語り手側の感情や気分のことが気になるからである。それはしばしば、かすかな苛立ちのようなものだったり、幾分か揶揄的な空気であったりする。正直に言えば、ノディングズを分析しようとするとき、あるいは、わたし自身の語り口の中にもそうした感情が入り込んでいるかもしれない。こうした感情は、規則や原則によってもたらされるはずの合理性（それによる安定感）が、ケアの倫理によって失われそうなことに対する警戒によるのではないだろうか。

誰かをケアしようとする者は、積極的に自分の敷居を下げ、ケアされる相手に自分自身を開放することになる。それが受け入れられるかどうかという点も含めて、そうした行為は、自分の傷つきやすさを自分から相手に開放し、委ねる行為だと言える。このような仕方相手に働きかけ、逆に相手から働きかけられることは、ある意味では恐怖すべきことである。それには、相当の勇気と人間性に対する根本的な信頼が必要となるだろう。

規則や原理に訴えるという方法は、そうした厄介な係わり合いを省略するための便法とみなすこともできる。普通に考えて、係わり合いを持つあらゆる人に対して、ケア的な態度を満遍なく維持することはきわめて困難であるように思われるし、あらゆる点で相当に効率が悪いことは確かだからである。しかし他方でわたしたちは、そうした非効率な関係性がわたしたちにとって必要なことも確かに知っている。あるいは直感的にはむしろ、そうした関係性の方がわたしたちの存在にとっては本質的に重要なのではないかとさえ、思っているかもしれない。

経済的な合理性を追求するビジネス活動であっても、人間が関係し合ってそれを維持促進しようとする以上は、こうした関係性から無縁ではられないだろう。そして、それを極端に切り詰めてしまうことは、却って経

済的合理性を担保できなくなってしまうことに繋がるのではないか。近年、職員のメンタルヘルスの維持が組織を運営するために無視できない要素となりつつあるということは、そうした歪みと問題を暗示しているように思われる。

3. 主観的自然主義としてのケアの倫理

ここでは前節での議論を敷衍して、ケアの倫理に対する一種の密かな「苛立ち」についてももう少し考えてみたい。現代倫理学の理論的な分類からすると、ケアの倫理は、記述主義的 (descriptive) あるいは認知主義的 (cognitive) な理論の一つに分類されるだろう。記述主義的あるいは認知主義的 (倫理学) 理論とは、一般に、道徳的判断を真偽が問える、または記述することができる種類の判断だと見なす理論のことである。例えばヘアは、そうした理論のうち、判断者の心的な感情や態度のような自然的特質に基礎を置くものを主観的自然主義 (subjective naturalism) の理論と呼ぶ (Hare, 1997, pp. 63 ff.)。ブロード (C. D. Broad) はそれを、私的な心理学的自然主義 (private psychological naturalism) と呼んでいる (Broad, 1959, pp. 259ff.)。ケアの倫理は、こうしたカテゴリに分類できそうである。

このような主観主義的な自然主義的理論は、最終的に相対主義に至るとというのが、ヘアの見解である。さらにそれは、現代倫理学上の一般的な見解でもあるだろう。例えば、ポイマン (L. P. Pojman) の網羅的なテキストでは、こうした見解は最初から相対主義に分類されている (Pojman, 1997, pp. 38 ff.)。なぜなら、当該の判断者にとってはその判断の妥当性がそうした仕方では語れるとしても、その根拠が判断者自身の心的感情や態度である以上、第三者がその妥当性を客観的に認めることは難しいように思われるからである。そうすると、主観的な正しさの数だけ、正しい行為が存在することにならざるをえない。ただしそれは、正しい道徳的な価値など存在しないのではないかという道徳的懐疑主義や、それを完全に否定する道徳的ニヒリズムではない。真偽が問える道徳的判断は存在するのだが、その根拠の妥当性が主観的なもの (結果としては相対的なもの) に止まるということなのである。あるいは、別の言い方をすれば、「わたしとあなたは

まったく正反対の道徳的見解を持つが、しかしわたしたちのどちらも正しい」と主張することになる (Pojman, 1997, p. 16)。

例えばヘアは、こうした主張が判断の第三者的な記述としては可能であるとしても、この私とそのいずれかの発話を行う場合には、深刻な論理的矛盾に陥ることを指摘している (Hare, 1997, pp. 68 ff.)。ヘアの説明を筆者なりに補足的に再解釈すると、次のようになるだろう。「行為 X は正しくない」という発話は、ある人の行為 X を咎め、差し控えるように伝える意図を持つが、この場合、発話者は、単に自分の判断や気分を表出しているだけではなく、発話そのものによって、当該の行為を差し控えるように相手に指令しているということになる。ヘアはこうした特徴を、道徳的言語の「評価的意味 (evaluative meaning)」(Hare, 1952, pp. 111 ff.)あるいは「指令的意味 (prescriptive meaning)」(Hare, 1981, p. 22)と称する。例えばこの私が「行為 X は正しくない」と誰かに発話し、相手が全く反対に「いや、私は行為 X を正しいと思う」と反論したとしよう。この場合、自分の見解を維持しながら、同時に相手の見解を認めることは「正しい」という語の意味からして、自己矛盾していることになる。なぜなら、その場合私は、「行為 X は正しくない」と「行為 X は正しい」とを同時に主張することになるからである。

従来の規範倫理学が目指してきたのは、わたしたちが道徳的存在であることを所与として、道徳的原理として妥当的なものは何かということ明らかにすることであった。必ずしもそれがすべてではないにしても、それが最も大きなテーマの一つであったと言うことはできるだろう。そうした観点からすれば、倫理的利己主義や(倫理的)相対主義は、克服されなければならない課題であった。先にとりあげた「苛立ち」とは、主観主義的な倫理学理論としてのケアの倫理が、それ自身としては無自覚に、相対主義的立場に立つことになるということに対する苛立ちではなかっただろうか。

これまでにも概観したように、ケアの倫理は、原理に基づく(正義の)倫理が普遍化可能性を過剰に重視し、それによって、ケア的な観点からすれば最も重要視されるべき、身近な相手とのケア的な関係が毀損されること

を強く批判している。確かに、その主張には完全に誤りとは言えないところがある。正義の倫理を重視するものであっても、日常生活の中ではそうしたジレンマに悩まされることがあるからである。しかし、ケアの倫理によって主張されることが、最終的には「正義の倫理ではなくケアの倫理を」ということであれば、それは結果としては、「正義の倫理」の側が腐心してきた「倫理的相対主義」の克服という課題を覆そうとすることになる。そして、そうした事態は「正義の倫理」の側にとってだけ不都合だというわけではなく、ケアの倫理の側にとっても問題ではないのか。

例えば、ノディングズの主張するようなケアの倫理の立場に立った場合、自分のケアリングが適切なケアリングであるのかどうかを、「この私」は、どのようにして判断すればいいのだろうか。あるいは、周りの人は、「この私」が行っているケアリングをどのようにして評価すればいいのだろうか。さらにまた私は、知人のAさんが行っているケアリングをどのようにして評価したらいいのだろうか。ケアの倫理によれば、恐らくその場合、ケアリング的關係にある者の相互的關係性が最も重要視されるべきだということになるだろう。

しかしこうした倫理観に基づく場合、ある行為や態度が倫理的に望ましいものであるかどうかを最終的に決定するのは、ノディングズが「専心没頭 (engrossment)」と呼ぶ「共有される感情 (feeling with)」(Noddings, 2003, p. 30)だということになる。それは、わたしの感情であり、同時にケアリングする相手の感情でもある。なるほどそれは、態度のある種の望ましさを判断する一定の基準とはなりうるかもしれない。しかしそうした仕方に基づく判断は、自分自身にとっても他人にとっても、当該の關係性に限局された主観的で曖昧な印象を残す。それは常に、参照すべき明確な準拠を持たない態度である。そしてそれはどこまで行っても、「これで良かったのか」と限りなく自問せざるをえないようなものになってしまう危険性をはらむのではないのか。

4. ビジネスにおけるケアの倫理

上述のような検討を踏まえて、ケアの倫理とは何であるのかについて最

後にもう一度考えてみよう。私の見るところ、ノディングズ自身が繰り返し言及するように、ケアの倫理をある種の道徳的態度と見なすことは確かに可能である。そしてそれが、「正義の倫理」が重要視する（「普遍化可能性」に基づく原理的な道徳的推論や）判断の形式を否定する部分があることにも、それなりに認められるところがある。ノディングズが指摘しなくとも、カントや功利主義に対しては、そうした批判がこれまでしばしば行われてきた。

私は別の場所で（田中，2010，p. 71）、カントの議論を参照しながら、ケアの倫理を「規範的な義務に先立って他者に向けられる相互的な気配りや配慮」として理解できるのではないかと提案したことがある。ケアやケアリングは、道徳的な義務や責務そのものとはままでは言えないにしても、それらの主観的な条件としての、「前道徳的よさ」あるいは「先行的道徳的気質」と考えられるのではないかということである。

ビジネス活動において、反倫理的行為がまさに選ばれようとするとき、（たとえば正義の）原理という立場からは非難されることになるだろう。それは道徳的価値が一応受け入れられている内部の話としては、その通りである。しかしその場合、実際の問題の位相は、それが（正義という）原理に適った行為であるかどうかにあるのではなく、既に、道徳的な価値と道徳以外の価値の対立という図式に移行しているのではないか。そう考えると、冒頭で述べた便宜的な（1）と（2）の区別は、再び曖昧にされることになる。そうした場面で問題になっているのは、どの原理や原則に照らして良いとか悪いとかという話ではないからである。

他方で、働く主体という観点からビジネス倫理を考えるとすれば、そうした場面でこそ、「先行的道徳的気質」としてのケアが発動しなければならない場面もありうるのではないか。それは先にも検討したように、私たちが倫理的であることそのものが成立するための条件になっているとも言える。わたしたちの行為はしばしば感情や気質によっても大きく動機づけられるが、そうした動機は「道徳的な規則や原理」に向けられることもありうる。道徳以外の価値を促進するための合理性に向けられることもありうる。前者と後者が衝突するとき、まさに「前道徳的よさ」としてのケア的

態度がある種の歯止めとして作用することができはしないだろうか。それは具体的には、そうした行為選択が行われようとしている場面で、個別的な感情や気質の力によって、ある種の合理性に基づいて選択されようとしている違法行為や反道徳的行為が抑制される可能性が開かれるのではないか、ということである。

しかしこうしたケアの倫理には、これまで検討してきたような限界がある。ビジネスにおける互恵的な関係やそれを支える個別のケア的な関係を離れて、個人や組織が合理的な意思決定を行わなければならない場面もある。そうした時には原理に従った判断が必要となるだろう。そうでなければ、関係者は皆、自分とその周囲の者たちだけのケアの関係性から抜け出ることができず、顔を見合わせて途方に暮れるだけということになるであろう。

そうした意味では、ケアの倫理が主張するケア的な態度や関係性は、私たちの道徳的な関わり合いの基盤として存在しており(ケアの倫理のレベル)、その上に原理に従った判断や行為選択(正義の倫理のレベル)があるとも考えることもできるかもしれない。確かに、このような単純な垂直関係のモデルには、まだ検討の余地が大いに残されている。しかし少なくとも、そもそもビジネス活動それ自体が、人と人との関係性に基づく限り、「ケアの倫理」と「正義の倫理」とを対立させて(水平的に)論じるという論じ方そのものが、見直される必要がある。

注

- 1) 正義とケアの問題については、2008年12月に琉球大学で行った西日本哲学会シンポジウムでの提題(「応用倫理学の現在——ビジネス倫理学の視点から」)をまとめた論文で、もう少し詳しく論じている。(田中、2009a, pp. 79-82)

参考文献

- 田中朋弘(2009a):「ビジネスとケアリング」、『西日本哲学年報』第17号(西日本哲学会編)、pp. 75-92。
- (2009b):「職業の倫理——専門職倫理に関する基礎的考察」、『働くことの意味』橋木俊昭編著所収、pp. 119-41、ミネルヴァ書房。
- (2010):「正義・ケアリング・ビジネス」、『公益ビジネス研究 年次報告

- 書』 vol. 4: 2009–2010, pp. 68–72, 公益総合研究所。
- Broad, C. D. (1959): *Five Types of Ethical Theory*, Littlefield, Adams & Company.
- Gilligan, C. (1982/1998): *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press.
- Hare, R. M. (1952): *The Language of Morals*, Oxford University Press.
- (1981): *Moral Thinking: Its Levels, Method and Point*, Clarendon Press.
- (1997): *Sorting Out Ethics*, Oxford University Press.
- Kant, I (1787): *Kritik der praktischen Vernunft*, Kants Werke V (Akademie Textausgabe), Walter de Gruyter & Co.
- (1797): *Die Metaphysik der Sitten*, Kants Werke VI (Akademie Textausgabe), Walter de Gruyter & Co.
- Kuhse, H. (1997): *Caring: Nurses, Women and Ethics*, Blackwell Publishers.
- Nietzsche, F. (1887): *Zur Genealogie der Moral*, Zweiter Band, Friedrich Nietzsche Werke in drei Bänden von Karl Schlechta, Carl Hanser Verlag München.
- Noddings, N. (1984/2003): *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education (2nd edition)*, University of California Press.
- Pojman, L. P. (1997): *Ethical Theory: Classical and Contemporary Readings, 3rd edition*, Wadsworth Publishing Company.